

## 別紙1

### 仕様書

#### 1 件名

下関市下水道総合管理システムサーバー等の賃貸借

#### 2 賃貸借期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（60か月）

当該賃貸借契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とするため、翌年度以降において支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

#### 3 機器仕様明細

別紙2機器一覧のとおり

#### 4 導入作業について

- (1) 下関市上下水道局（以下「局」という。）5階マッピングルームの指定する場所に設置し、空き箱については導入業者にて処分すること。
- (2) サーバ、モニタ等のハードウェアを設置し、それらを正しく接続すること。
- (3) バックアップ装置が正しく構成、認識されていることを確認すること。
- (4) 各機器に名称を識別する為のテプラ等を貼り付けること。
- (5) OSが正常に起動することを確認すること。
- (6) 製品の保障登録を行い、一覧を局担当者へ提出すること。
- (7) 機器納入後、下関市下水道総合管理システムの導入作業を当該システム下記業者が行うため、下記業者と協力し、当該システムが正常に稼働可能な状態であることを確認すること。  
社名：パシフィックコンサルタンツ株式会社  
電話：03-6777-1712  
担当：辻野様
- (8) 納入等の日程に変更が生じる場合は、事前に局担当者と調整すること。
- (9) 機器類の納入期限から賃貸借開始日前日までは、納めた機器類の調整・動作確認の期間とし、その間は無償で対応するものとする。

#### 5 納入期限

令和8年11月13日（金）まで

#### 6 納入場所

下関市上下水道局5階マッピングルーム 下関市春日町7番32号

#### 7 入札書提出に係る前提条件

- (1) 賃貸借期間5年間に係る賃貸借料の額（消費税及び地方消費税等相当額を除いた額）を提示すること。また月額金額も参考に記入すること。
- (2) 賃貸借対象物件は、賃貸借期間終了後撤去すること。なお、撤去後は、ハードディスクのデータの消去を行い、報告書を局に提出すること。
- (3) 賃貸借料には、故障時の訪問修理、修理時の交換部品及びバッテリー等の消耗

部品の交換費用等の保守を含む。

- (4) 賃貸借料金には動産保険（火災・落雷・盗難・漏損・風水災＜台風・旋風・暴風雨等＞）を含めること。
- (5) 機器類は新品とすること。

## 8 その他

- (1) 下記の特記事項を守ること。
  - ア 別紙3「特記仕様書」
  - イ 別紙4「個人情報取扱特記事項」
  - ウ 別紙5「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」
- (2) 機器は導入後、1年間は無償にて保守を行うこと。
- (3) 保証内容は、購入する機器に故障等のトラブルが発生した旨の連絡に基づき、速やかに技術者を派遣し必要な修理・調整等の保守を行うこととする。

別紙 2 機器一覧

品名	メーカー名	仕様	数量	単位	備考 (特記無き場合には同等品以上)
タワー型			1	式	
OS	Microsoft	Windows Server2025 (65CAL付 (ユーザー))	1	式	同等品付加
プロセッサ		Xeon同等スペックの最新モデル	2	個	
メモリ		8 GB	2	個	
ハードディスク (システム用)		146GB × 2 (RAID1) ホットプラグ対応 SCSI接続又はSAS接続であること。(SATA接続は不可) アレイコントローラはキャッシュメモリ128MB以上でかつバッテリーバックアップ機能を有すること	1	式	
ハードディスク (データ用)		RAID5かつデータ域として利用できる実容量2TB以上、ホットプラグ対応 SCSI接続又はSAS接続であること。(SATA接続は不可) ホットスペア構成とすること。 (上記容量にはホットスペア用ハードディスク容量を含まない) アレイコントローラはキャッシュメモリ128MB以上でかつバッテリーバックアップ機能を有すること	1	式	
リムーバルディスク バックアップ		システムとデータ領域のバックアップとして1TB相当をリムーバルディスクにてバックアップが取れるようにすること。 (外付け型 形状：RDX USB3.0ドライブ) バックアップ用ソフトにてバックアップスケジュールを組むこと	1	組	RDXデータカートリッジ 1TB×2個支給
ドライブ		DVDマルチドライブ 本体内蔵型	1	組	
ネットワークス		100BASE-T / 100BASE-TX 択一、自動認識	2	ポート	
USBポート		USB3.0規格	4	ポート	
シリアルポート		D-SUB 9ピン	1	ポート	
CRTポート		D-SUB 15ピン	1	ポート	
モニタ		カラーLCD 24.0インチ以上ワイド (アスペクト比：16:9) (解像度：WUXGA1920×1080) (表示面積：531×299mm)	1	台	
キーボード		テンキー一体型	1	式	
マウス		光学式ワイヤレスマウス	1	式	
電源ユニット		冗長化構成、ホットプラグ機能具備	1	式	
無停電電源装置		UPS 1.5kVA	1	式	
ソフト	Microsoft	Microsoft Office standard2024	1	本	同等品不可
ソフト	富士ゼロックス	DocuWorks10	1	本	〃
ソフト	JUST	JUST PDF6 Pro	1	本	〃
ソフト	富士通	バックアップ用ソフトウェア	1	式	

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 別紙 4

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本この契約の履行の妨害又は本この契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。